（山村振興法施行令の一部改正）

第五条　山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条　豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「の権限は、第一項」を「が代わつて行う権限は、第一項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第七条　半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第六条第四項各号」を「第六条第五項各号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第九条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同項第三十二号及び第三十三号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に改め、同条第三項中「及び第三十一号」を「、第三十二号及び第三十四号」に改め、同条第四項中「及び第三十一号」を「、第三十二号及び第三十四号」に、「同項第四十号」を「同項第四十三号」に改める。

第十一条の表第九条第一項第十号及び第十項の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同表第九条第一項第十号の項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同表第九条第一項第十一号の項読み替えられる字句の欄中「及び第四十八条の十一第二項」を「、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同表第三十条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第三十条第一項第五号の二	第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）	第四十四条の二第一項

第六条第一項の表第四十六条第一項の項中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改め、同条第二項の表第三十一条第三項の項中「にあつては道路管理者」を「にあつては当該道路管理者」に改め、同表第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十一条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。